



鳥労発基 1126 第 6 号
令和 7 年 1 1 月 2 6 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 113 号。以下「改正省令」という。）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）第 594 条の 2 第 1 項に規定する皮膚等障害化学物質等は、労働安全衛生規則第 594 条の 2 第 1 項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（令和 7 年厚生労働省告示第 301 号、以下「皮膚等障害告示」という。）に規定されたところです。

また、皮膚等障害告示においては、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質は、厚生労働省労働基準局長が定めるもの（以下「皮膚吸収性有害物質」という。）とされ、「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」（令和 5 年 7 月 4 日付け基発 0704 第 1 号）については、本通知の適用に伴い廃止されました。

今般、皮膚吸収性有害物質について、別添のとおり令和 7 年 11 月 18 日付け基発 1118 第 2 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

